# 審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　　地域交流部　港湾課

| 法令名 | 佐賀県港湾管理条例 | 法令番号 | 昭和４７年法律第３６号 |
|---|---|---|---|
| 手続名 | 港湾施設の使用の許可 | 根拠条項 | 条例第３条第１項 |

**審査基準**

次に掲げる事項をすべて満たす場合に許可する。

1　港湾施設が有効かつ効率的に使用されること。
2　工作物等を設置する場合は、安全な構造であること。
3　港湾施設を滅失又は損傷等させるおそれがないこと。
4　周辺の環境を悪化させるおそれがないこと。
5　港湾計画上及び港湾工事上支障が生じないこと。
6　近傍に立地する他の事業者等の活動に支障を与えないこと。
7　他の法令により規制を受ける行為をする場合は、当該法令に従うこと。
8　その他公益の確保に著しい障害を生ずるおそれがないこと。

| 受付機関 | 各土木事務所 | 処理機関 | 各土木事務所 | 交付機関 | 各土木事務所 | 標準処理期間 30 日<br>標準経由期間 日 | 目次No. | 1～ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|